

# フィンランド

## 実用新案法

2006年7月21日法律第686号により改正された1991年5月10日法律第800号

2006年9月1日施行

### 目次

#### 第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

#### 第2章 実用新案権出願とその処理

第6条

第7条

第8条

第8a条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

#### 第3章 登録無効宣言の請求

第19条

第20条

第21条

#### 第4章 審判請求

第22条

第23条

#### 第5章 保護の範囲及び期間

第24条

第25条

第 26 条

第 6 章 譲渡, ライセンス及び強制ライセンス

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 7 章 実用新案権の終了と情報提供義務

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 8 章 責務, 補償の支払及び訴訟手続

第 36 条

第 36a 条

第 37 条

第 38 条

第 38a 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 8a 章 国際出願

第 45a 条

第 45b 条

第 45c 条

第 45d 条

第 45e 条

第 45f 条

第 9 章 特別規則

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 10 章 施行及び経過規定  
第 49 条

## 第1章 総則

### 第1条

考案をした者又はその権利承継人は、出願により、本法の規定に従って、考案についての  
実用新案権を得、それにより当該考案を商業的に実施する排他的権利を得る資格を有する。  
本法の適用上、「考案」とは、商業的に利用可能な技術的解決をいう。

次のものは、それ自体としては考案とはみなされない。

- (1) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神的活動をし、ゲームをし又は事業を遂行するための計画、規則及び方法、並びに  
コンピュータ・プログラム、及び
- (4) 情報の提示

実用新案権は、次のものに対しては付与されない。

- (1) その利用が公序良俗に反することになる考案
- (2) 植物又は動物の品種、及び
- (3) 方法

### 第2条

考案は、実用新案権出願の出願日より前に知られていたものに対して新規であり、かつ、  
それらと明確に異なるものでなければならない。

先行技術は、文書、口述、使用又はその他何れの方法によるかを問わず、公衆の利用に供  
されたあらゆるものから成る。更に、実用新案権出願の出願日より前にフィンランドで出  
願された実用新案権、特許及び意匠の出願の内容も、それら出願が本法第18条、特許法  
第22条又は意匠法第19条に基づき公衆の利用に供された場合は、先行技術の一部を構成  
する。ただしこれらについては、第1段落に述べた、考案が実用新案権出願の出願日より  
前に知られていた技術と明確に相違しなければならないとの要件は適用されない。

第8a章にいう出願は、第2段落の適用上、第45b条及び第45f条の規定に従い、フィン  
ランドでなされた実用新案権出願と同一の法的効果を有するものとする。

前記の規定に拘らず、出願日の前6月以内に公衆の利用に供された考案であっても、その  
開示が次の何れかによる場合は、実用新案登録が認められる。

- (1) 出願人若しくはその前権利者との関係での明白な濫用、又は
- (2) 出願人若しくはその前権利者が国際博覧会条約(フィンランド条約集36/37)の定義に  
該当する公式の又は公認の国際博覧会で当該考案を公開したこと

第2段落の適用上、欧州特許条約(フィンランド条約集8/96)第93条による公開は、特許  
法第22条に基づいて出願書類が公衆の利用に供されることと同等とみなす。これは、欧  
州特許庁が欧州特許条約第158条(1)に基づく公開を同条約第93条による公開と同等とす  
る場合は、前記第158条(1)に基づく公開にも適用される。

### 第3条

実用新案登録によって付与される排他的権利は、次に述べる例外に従うことを条件として、  
何人も実用新案権の所有者の同意を得ることなく、実用新案権による保護製品の製造、販

売の申出、市場への提供若しくは使用、又はこれらを目的とした当該製品の輸入若しくは保有の形で対象考案を実施することができないことを意味する。

当該排他的権利はまた、実用新案権の所有者に対して、その同意を得ていない他人が対象考案を実施する権利を有していない者に当該考案の本質的要素に関してフィンランドでその考案を実施する手段を供給し又は供給の申出をすることを禁止する排他的権利を与える。ただし、当該他人が、当該手段が考案を実施するのに適しており、かつ、それが意図されていることを知っているか又は当然知るに足る事情が存在していることを条件とする。この規定は、当該他人が、供給若しくは供給の申出を受けた者に、第1段落にいう排他的権利を侵害する行為をするよう教唆する場合を除いて、当該手段が一般的市販品である場合は適用されない。本段落の適用上、第3段落(1)又は(3)にいう態様で考案を使用する者は、考案を実施する権利を有する者とはみなされない。

当該排他的権利の効力は、次には及ばない。

(1) 非商業的な実施

(2) 実用新案権の所有者自身により又は同人の同意の下に欧州経済地域内の市場に出された、実用新案権の登録により保護されている製品の使用

(3) 考案自体についての実験での使用

#### 第4条

商業的な先使用及び外国の船舶、航空機又はその他の輸送手段におけるそれ自体の必要のための発明の実施に関する特許法第4条及び第5条の規定は、本法の考案に準用する。

#### 第5条

実用新案権登録出願であって、その出願日前12月以内に、フィンランドでされた特許若しくは実用新案登録の出願又は工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集36/70及び43/75)若しくは世界貿易機関設立協定(フィンランド条約集5/95)の締約国である外国でされた特許、発明者証若しくは実用新案保護の出願において開示されている考案に係るものは、出願人の請求があれば、第2条第1段落及び第2段落並びに第4条の適用上、当該先の出願と同時にされたものとみなされる。このような優先権は、前記条約及び協定の何れの締約国でもないがフィンランドでの出願に認められる優先権と同等の優先権を認めており、かつ、前記条約又は協定と実質的に等しい内容の法律を有する国でされた先の保護出願に基づいても主張することができる。

政府又は政府が指定する特許庁(Registering Authority)は、優先権主張の方法及び優先権主張を裏付けるために提出すべき書類を定める。

## 第2章 実用新案権出願とその処理

### 第6条

実用新案権出願(以下「実用新案出願」という)は、書面により、特許庁としての役割を果たす国家特許登録庁に提出するものとする。第8a章にいう場合においては、出願は、外国特許庁又は国際機関に対して行うことができる。

出願書類には、図面(必要な場合)を伴った考案の説明、及び実用新案権の保護を求める主題の正確な記載(クレーム)を含めなければならない。願書に添付する図面についての詳細な規定は、規則で定める。説明は、当該技術の熟練者がそれに従って当該考案を実施し得る程度の十分な明確さをもって記載しなければならない。考案が微生物学的方法による生成物に関する場合は、特許法第8a条並びに第22条第6段落及び第8段落が準用される。願書には、考案者の名称を記載しなければならない。実用新案権が考案者以外の者によって出願される場合は、その出願人は、当該考案に対する自己の権原を証明することが求められる。

### 第7条

説明及びクレームは、現行の言語に関する法律に従ってフィンランド語又はスウェーデン語で作成しなければならない。クレームがそれら2国語の何れか一方のみで作成されている場合は、特許庁は、実用新案を登録する前に、クレームを他方の言語に翻訳させるものとする。出願人は、所定の翻訳手数料を納付しなければならない。出願人が外国人である場合は、説明はフィンランド語で作成され、クレームはフィンランド語とスウェーデン語の双方で作成されるものとする。ただし、出願人はすべて、考案の説明及びクレームをフィンランド語及びスウェーデン語の双方で作成することができる。

出願人は、所定の登録料を納付しなければならない。登録料が納付されるまでは、出願は、されたものとはみなされない。

### 第8条

実用新案出願はまた、同一の考案に係る係属中の特許出願から実用新案権出願への変更の形でもすることができる。この場合、変更による実用新案権出願は、元の特許出願の出願日にされたものとみなされる。ただし、変更は、特許出願がされたと認定される日から10年が経過した後は認められない。その他の点では、実用新案出願に関する規定が変更による実用新案出願にも適用される。

特許出願は、それが実用新案出願に変更された場合でも、出願人が特許出願を取り下げない限り、なお係属するものとする。

### 第8a条

欧州特許条約に基づく欧州特許出願が、出願がなされた欧州特許条約締約国の国内特許庁から欧州特許庁への期限内の送付がなかったことにより取り下げられたものとみなされる場合は、当該欧州特許出願は、出願人の請求があれば、次の条件の下に実用新案出願へ変更されるものとする。

(1) 出願人の請求が、欧州特許庁から出願人に対して欧州特許出願のみなし取下の通知が

あった日から3月以内に、欧州特許条約の締約国の国内登録当局に対してされること

(2) 当該請求を国内特許庁が出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から20月以内に受け取ること、及び

(3) 出願人が、所定の期限内に、第7条に従って所定の出願手数料を納付し、翻訳文を提出すること

所定の言語による翻訳文が所定の期限内に欧州特許庁に提出されなかったために欧州特許出願が取り下げられたものとみなされる場合は、当該出願は、出願人の請求があれば、欧州特許条約第135条及び第136条の規定に従って国内実用新案出願に変更することができる。この場合、出願人は、所定期限内に、第7条に従って特許庁に対し所定の出願手数料を納付し、翻訳文を提出しなければならない。

第1段落及び第2段落にいう実用新案出願が欧州特許条約及びその施行規則に定める様式に関する要件を満たしている場合は、その点に関して国内出願の要件は満たされているものとする。

## 第9条

複数の相互に独立した考案に関する実用新案権を同一の願書で出願することはできない。実用新案出願は、出願人の請求があれば、分割することができる。この場合、分割による新たな出願は、原出願と同時にされたものとみなされる。

## 第10条

フィンランドに住所を有していない実用新案権の出願人及び所有者は、出願及び実用新案登録に関するすべての事項について自己を代理するフィンランドに住所を有する代理人を任命しなければならない。

## 第11条

実用新案出願は、原出願で開示されていない事項をクレームに含めるような形で補正してはならない。

## 第12条

特許庁は、出願が第1条第2段落及び第3段落並びに第6条から第11条までの規定に適合しているか否かを点検する。

特許庁は、出願を分類する。

出願人、又は実用新案が登録簿に記載された後若しくは第18条に基づき出願書類が公衆の利用に供された後は何人も、実用新案登録を受けた又は実用新案登録出願がされた考案が第2条第1段落の要件を満たしているか否かの審査を書面により請求することができる。当該審査については、所定の手数料を納付しなければならない。

## 第13条

出願人が出願要件を満たしていない場合、又は実用新案登録のその他の支障を当局が認定する場合は、出願人は、それについて当局の通知を受け、かつ、指定された期間内に意見書の提出又は必要な訂正をするよう求められる。

出願人が指定された期間内に意見書を提出せず又は支障を除去する措置を取らない場合は、当該出願は却下される。第1段落に基づいて与えられる通知には、その旨が記載される。

出願が却下された場合において、出願人が、通知に記載された期限から2月以内にその回復を請求した上で意見書を提出し又は出願を訂正する措置を取り、かつ、同期間内に所定の回復手数料を納付したときは、当該出願を回復することができる。出願の回復は、1回に限り認められる。

#### **第14条**

出願人が意見書を提出した後に、出願人が意見を述べる機会を有した実用新案登録に対する支障がなお残る場合は、更に特許庁の処分を発する理由がある場合を除いて、当該出願は拒絶される。

#### **第15条**

出願人以外の者が対象の考案についての権原を有することを特許庁に対して申し立て、かつ、その帰属が明確でない場合は、特許庁は、その申立人に対し、指定された期限内に裁判所に法的手続を提起するよう求めることができる。これがされない場合は、その申立は考慮されない。

実用新案保護が求められている考案の権原に関して裁判所に手続が係属している場合は、当該実用新案出願に関する手続は、裁判所の下での手続において終局判決がされるまで停止することができる。

#### **第16条**

出願人以外の者が考案についての権原が出願人でなく自己に属していることを特許庁に証明した場合は、特許庁は、その者の請求があったときは、当該出願をその者に移転するものとする。同時に、その者は、新規に出願手数料を納付しなければならない。

上記の請求について最終決定がされるまで、当該出願について却下、拒絶、登録及び取り下げをすることができない。

#### **第17条**

実用新案出願が第1条第2段落及び第3段落並びに第6条から第11条までの要件を満たしている場合は、当該実用新案は、実用新案登録簿に記録される。この場合、当該登録について公告がされ、出願人に登録証が発行される。

#### **第18条**

出願ファイルは、登録日から、又は出願日若しくはみなし出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から15月が経過するまでに、公衆の利用に供される。

出願人の請求がある場合において、登録は、出願日若しくはみなし出願日又は優先権が主張されているときは優先日から15月を超えない期間延期することができる。出願が却下若しくは拒絶された場合は、ファイルは、出願人が出願回復を請求しているとき又は出願を拒絶する決定に対して審判請求をしているときに限り、公衆の利用に供される。登録の

延期に関しては，所定の手数料を納付しなければならない。

出願人の請求があったときは，出願ファイルは，第1段落に規定する時期より前に公衆の利用に供することができる。

### 第3章 登録無効宣言の請求

#### 第19条

実用新案権が登録された考案又は実用新案権出願が第1条第2段落から第4段落まで、第2条、第6条第2段落、第8条又は第11条に定める要件を満たしていない場合は、何人も、当該実用新案登録の全面的又は部分的な無効宣言を請求することができる。

当該請求は、特許庁に対して、請求の根拠となっている事実を記載した書面を提出することによりするものとする。請求人は、所定の手数料を納付しなければならない。手数料が納付されない場合は、請求は考慮されない。

登録無効宣言の請求は、登録の移転に関する訴訟が係属している場合は考慮されない。

#### 第20条

第19条に基づく請求がされた場合は、特許庁はその旨を実用新案権の所有者に通知し、一定の期間内に当該請求に関する意見書を提出する機会を与える。登録が一部無効とされる場合は、所有者は、上記期間内に内容を修正したクレームを特許庁に提出しなければならない。所有者が指定された期間内に当該請求に対して異議を申し立てない場合は、登録の全面的無効が宣言される。

実用新案権の所有者が当該請求に対して異議を申し立てた場合は、特許庁は、その申立について審査する。

#### 第21条

特許庁が、無効宣言の請求を受けて、実用新案権の対象考案又は実用新案出願が第1条第2段落から第4段落まで、第6条第2段落、第8条、第9条又は第11条の要件を満たしていないと判定した場合は、当該実用新案登録は、全面的又は部分的に無効を宣言される。登録の無効が宣言された場合において、その決定が確定したときは、当該決定を公告するものとする。

## 第4章 審判請求

### 第22条

実用新案権の出願人又は所有者は、実用新案権の登録又は無効宣言に関する終局決定が自己に不利な場合は、その決定に対して審判請求をすることができる。実用新案の無効宣言を請求した者は、請求が拒絶された場合は、審判請求をすることができる。

第13条第3段落に基づく回復請求を拒絶する決定又は第16条に基づく出願移転請求を認容する決定に対して、出願人は、審判請求をすることができる。出願移転請求を拒絶する決定に対して、その請求人は、審判請求をすることができる。

### 第23条

本法に基づく特許庁の決定に対する審判請求は、特許庁審判部に審判請求書を提出することによりするものとする。審判手続及び審判部での処理に関しては、別の規定が適用される。

## 第5章 保護の範囲及び期間

### 第24条

実用新案権による保護の範囲は、クレームによって決定される。クレームの解釈には、説明及び図面を参照することができる。

### 第25条

実用新案登録の保護期間は、出願日から4年であり、請求に基づき2度更新が認められる。更新期間は、1度目が4年、2度目が2年とする。

### 第26条

登録の更新は、登録期間の満了前1年以内及び満了後6月以内に、特許庁に書面で請求するものとする。この場合、実用新案の所有者は、前記期間内に所定の更新手数料を納付しなければならない。現行の登録期間満了後に更新を請求する場合は、更新手数料に所定の割増料金が課される。

登録の更新は公告される。

## 第6章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

### 第27条

実用新案権は、譲渡することができる。

考案を商業的に実施する権利(ライセンス)を得た者は、事前の合意がある場合に限り、自己の権利を他人に譲渡することができる。

ただし、企業がライセンスを取得した場合は、別段の合意がある場合を除いて、その営む事業と一括してのみライセンスを譲渡することができる。このような場合は、譲渡人がライセンス契約を遵守する責務を負い続ける。

### 第28条

実用新案権の譲渡及びライセンスの付与は、所定の手数料の納付を伴う請求に基づき、実用新案登録簿に登録される。これは、実用新案権に対する質権の設定にも適用される。登録簿に登録されたライセンス又は質権がもはや効力を有していないことが証明された場合は、その記載は、登録簿から抹消される。

第1段落は、強制ライセンス及び第32条第1段落にいう権利に準用される。

実用新案登録簿に最近に実用新案権の所有者として記録されている者は、当該実用新案に関する法的手続及びその他の事項に関して所有者とみなされる。

### 第29条

善意の行為者が、実用新案権の自己への譲渡、又は実用新案に係るライセンス若しくは実用新案に対する質権の取得を実用新案登録簿に登録するよう特許庁に請求した場合は、それより先にされた実用新案権又は実用新案についての権利の譲渡は、その譲渡について善意の行為者による当該登録請求より前に実用新案登録簿への登録の請求がされていない限り、当該の善意の行為者に対抗することができない。

### 第30条

実用新案登録後2年が経過したが、当該考案が未だフィンランドにおいて商業的に適切な程度で実施又は使用されていない場合は、そのことに正当な理由が存在しない限り、フィンランドで当該考案を実施する意思を有する者は、それについての強制ライセンスを取得することができる。

特許により保護されている発明の実施に係る強制ライセンスに関する特許法第46条から第50条までの規定は、実用新案権に準用される。

## 第7章 実用新案権の終了と情報提供義務

### 第31条

第1条に基づいて権原を有する者以外の者の名義で実用新案が登録されている場合において、当該権原を有する者が訴訟を提起したときは、裁判所は、実用新案をその者に移転する。

当該訴訟は、原告が登録の事実及びその他の訴訟根拠事実を知った時から1年以内に提起しなければならない。また、当該訴訟は、実用新案登録の名義人が実用新案登録の時又は実用新案権の譲渡を受けた時に善意の行為者であった場合は、実用新案登録から3年が経過した後は提起することができない。

### 第32条

第31条に従って登録名義を失った者がフィンランドにおいて善意で当該考案の商業的实施を開始していたか又はそのような実施に向けて実質的な準備をしていた場合は、その者は、適正な対価と引き換えに、かつ、その他の適切な条件の下に、実施を継続し又は意図した実施を開始することができる。ただし、実施の全体的性質が変更されないことを条件とする。実用新案登録簿に記録されている実施権者は、同等の条件の下に実施することができる。

第1段落にいう権利は、当該考案を実施している又は実施を意図している事業と一括してのみ他人に譲渡することができる。

### 第33条

実用新案権の所有者がその登録を放棄する旨を書面で通知した場合は、特許庁は、当該実用新案を登録簿から抹消する。

実用新案が差し押さえられ若しくは質権の設定を受けそれが登録簿に記録されている場合、又は登録移転訴訟が係属している場合は、差押若しくは質権が効力を有している限り又は当該訴訟において終局判決が下されるまでは、当該所有者の請求があっても、その実用新案を登録簿から抹消することはできない。

### 第34条

裁判所の終局判決に基づき実用新案登録が移転された場合は、特許庁は、その事実を公告する。

### 第35条

特許に関する情報提供義務を定める特許法第56条の規定は、実用新案権に準用される。

## 第8章 責務、補償の支払及び訴訟手続

### 第36条

裁判所は、実用新案権により与えられた排他的権利を侵害する者がそのような行為を継続すること又は反復することを禁止することができる。

### 第36a条

裁判所は、第36条にいう訴訟を審理する場合において、実用新案所有者の請求があるときは、送信機、サーバーその他類似の装置の保有者又はその他のサービスプロバイダーであつて媒介者としての役割を果たすものが、当該実用新案を侵害するとされている行為を継続することを禁止し、それに違反したときは罰金を課することとすることができる(差止命令)。ただし、当該実用新案の侵害者とされている者の権利を勘案して、又は当該媒介者若しくは実用新案所有者の権利を勘案して、この措置が不釣合いと考えられる場合は、この限りでない。

第36条にいう訴訟提起の前に、同条にいう裁判所は、実用新案所有者の請求があるときは、差止命令を発することができる。ただし、第1段落に定める前提条件が存在し、かつ、そのような措置によらなければ実用新案所有者の権利の実現が著しく困難になるであろうことが明白であることを条件とする。裁判所は、差止命令を請求する当事者及び実用新案を侵害していると申し立てられた当事者の双方に対し、聴聞を受ける機会与えなければならない。当事者に対する通信は、郵便又はファクシミリ若しくは電子メールによりすることができる。その他事件の処理については、訴訟手続法第8章の規定が適用される。

裁判所は、請求に基づき、第2段落にいう差止命令を、暫定的差止命令として、侵害者とされている者を聴聞することなく、発することができる。ただし、事件の緊急性のためそれが必要不可欠であることを条件とする。この場合、差止命令は、別段の命令が発出されるまで効力を有する。侵害者とされている者は、差止命令が発出された後、遅滞なく、聴聞を受ける機会を与えられなければならない。裁判所は、侵害者とされている者が聴聞を受けた場合、遅滞なく、差止命令の効力を維持するか又は差止命令を撤回するかを決定しなければならない。

本条に基づいて発出される差止命令は、メッセージを送受する第三者の権利を損なうものであつてはならない。訴訟手続法第7章第7条の規定に従うことを条件として、差止命令は、原告が執行法(37/1895)第7章第16条にいう保証金を廷吏に納めたときに効力を生じる。第2段落又は第3段落に基づいて発出された差止命令は、第36条にいう訴訟が差止命令発出から1月以内に提起されなかった場合は失効する。

第36条にいう訴訟が却下され若しくは認めがたいと判断された場合、又は原告がその訴訟を放棄した若しくは裁判所に出頭しなかったために当該事件に係る手続が事件目録から外された場合は、差止命令を要求した当事者は、差止命令の対象である当事者及び侵害者とされている者に対し、差止命令の執行により生じた損害及び当該事件から生じたその他の費用について補償しなければならない。差止命令が第3段落に基づいて撤回された場合、又は第4段落に基づいて失効した場合も同様とする。損害及び費用の補償に関して訴訟が提起された場合は、訴訟手続法第7章第12条の規定が適用される。

### 第 37 条

故意又は過失により他人の実用新案権を侵害する者は、当該考案の実施についての適正な補償金及び侵害によるその他の損害の補償金を支払う責任を負う。軽微な過失に限る場合は、それに応じて補償を調整することができる。

実用新案権を侵害したと認定された者に故意及び過失の何れも存在しない場合は、その者は、適正と認められた場合に適正な限度内で、考案の実施についての補償金を支払わなければならない。

実用新案権侵害に係る補償請求訴訟は、訴訟提起前 5 年間に生じた損害のみを対象として提起することができる。この期間内に訴訟が提起されない場合は、補償を受ける権利は消滅する。

### 第 38 条

一層の侵害行為を防止する措置に関する特許法第 59 条の規定は、実用新案権に準用される。

### 第 38a 条

実用新案侵害に係る紛争において、裁判所は、原告の請求があったときは、被告に対し、被告が実用新案権を侵害したと認定する終局判決に関する情報を、原告が適切な措置を取ることにより公開するために生じた費用を原告に補償するよう命じることができる。何れかの法規により当該情報の流布が制限されている場合は、当該命令を発してはならない。裁判所は、命令の発出及び内容を検討するに際し、当該問題の公開の一般的意義、侵害の種類及び範囲、公開手続に係る費用、並びにその他の関連する事項に留意しなければならない。裁判所は、被告が支払うべき適正な公開費用について最高限度額を定める。終局判決が下された日から起算する裁判所が定める期間内に当該判決についての情報が公開されなかった場合は、原告は、補償を受けることができない。

### 第 39 条

実用新案権の排他的権利を故意に侵害する者は、その行為が刑法第 49 章第 2 条の工業所有権侵害行為として処罰の対象となっている場合を除いて、実用新案権侵害による罰金を科される。

第 1 段落にいう違反行為については、公訴官が、被害者から請求があった場合にのみこれを起訴することができる。

### 第 40 条

故意又は過失(軽微な過失を除く)により第 35 条に基づく義務に違反した者は、実用新案に関する情報提供義務違反の罪で罰金を科される。

同条にいう場合に虚偽の情報を提供した者は、当該行為が刑法に基づいて処罰される場合を除いて、同じ罰金を科される。

本条にいう違反行為については、公訴官が、被害者から請求があった場合にのみこれを起訴することができる。

## 第 41 条

実用新案登録が終局判決により無効と宣言された場合は、刑法第 49 章第 2 条又は本法第 36 条から第 39 条までに基づく刑罰、補償金支払その他の罰則は適用されない。

実用新案権侵害訴訟の原告が実用新案登録は本法を遵守していないと主張する場合において、裁判所は、被告の請求があったときは、当該無効の主張についての終局判決が下されるまで訴訟手続又は判決を延期することができる。無効請求が特許庁に対してされていない場合は、裁判所は、訴訟手続の延期に関してその定める期間内に無効請求をするよう被告に命じるものとする。

## 第 42 条

実用新案権の移転又は強制ライセンスの付与の訴訟を提起しようとする者は、特許庁にその旨を通知し、かつ、同時に当該実用新案の実施権者又は質権者として実用新案登録簿に記録されているすべての者にその旨を通知しなければならない。実施権者が実用新案権侵害訴訟を提起する意図を有する場合は、当該実施権者は、実用新案権の所有者にその旨を通知しなければならない。

第 1 段落に基づく通知義務は、書留郵便による通知が実用新案登録簿に記録されている宛先に送付された時に履行されたものとみなされる。

前記の訴訟の提起時に、原告が第 1 段落に基づく通知をしたことを証明できない場合は、原告は、その証明のための十分な時間的猶予を与えられる。原告がその期間内に通知の証明をしない場合は、当該訴訟は却下される。

## 第 43 条

ヘルシンキ地方裁判所は、次に関する手続を審理する管轄裁判所である。

- (1) 実用新案権が求められている考案についての適切な権原
- (2) 実用新案権の移転
- (3) 強制ライセンスの付与、強制ライセンスの条件の変更及び第 32 条第 1 段落にいう権利の取消
- (4) 実用新案権の侵害、又は実用新案に関する情報提供義務の不遵守
- (5) 第 37 条に基づいて支払義務が課される補償金の査定

## 第 44 条

第 43 条にいう手続には、特許法第 66 条及び第 67 条の規定が準用される。

## 第 45 条

裁判所は、第 43 条にいう手続における判決の写しを、当該判決が終局判決か否かを明示して特許庁に送付する。

## 第 8a 章 国際出願

### 第 45a 条

本法において、「国際出願」とは、特許協力条約(フィンランド条約集 58/80)に基づいて行われる実用新案に関する出願を意味する。

国際出願は、特許協力条約及びその規則により国際出願を受理する資格を認められた国内登録当局又は国際機関(受理官庁)に対して行うものとする。フィンランドの受理官庁は、政府規則の定めるところにより、国家特許登録庁(「特許庁」とする。フィンランドで国際実用新案出願を行う者は、所定の手数料を納付しなければならない。

第 45b 条から第 45f 条までに別段の規定がない限り、国際特許出願の処理に関する特許法第 3 章の規定がフィンランドを指定する国際実用新案出願の処理に準用される。

### 第 45b 条

受理官庁によって国際出願日を付与された国際実用新案出願は、同日に行われたフィンランド実用新案出願と同一の効果をフィンランドにおいて有する。第 2 条第 2 段落第 2 文は、第 45d 条に基づいて行われた国際出願に限り適用される。

### 第 45c 条

国際実用新案出願は、特許協力条約第 24 条(1)(i)及び(ii)にいう場合は、フィンランドの指定に関する限り取り下げられたものとみなされる。

### 第 45d 条

出願人がフィンランドで国際出願の手続を進めようとする場合は、国際出願日から又は優先権を主張するときは優先日から 20 月以内に、国際出願書類のフィンランド語若しくはスウェーデン語による翻訳文、又は出願書類がフィンランド語若しくはスウェーデン語で作成されているときはその写しを特許庁に提出するものとする。この場合、出願人は、同一期間内に所定の登録料を特許庁に納付しなければならない。

出願人が当該国際実用新案出願について国際予備審査を請求し、かつ、第 1 段落にいう日から 19 月以内に、特許協力条約及びその規則に基づき、国際予備審査の結果をフィンランドにおける実用新案権出願に利用する意図を表明した場合は、出願人は、上記の日から 30 月以内に第 1 段落の要件を満たさなければならない。

出願人が第 1 段落又は第 2 段落に定める期間内に所定の登録料を納付した場合は、要求される出願書類の翻訳文又は写しの提出については、2 月の追加期間が認められる。ただし、この場合は、割増手数料をその期間内に納付しなければならない。

第 1 段落及び第 2 段落の場合に出願が本法の要件を満たしていないときは、出願人は、第 1 段落及び第 2 段落にいう期限から 2 月以内に、その出願を特許協力条約の施行規則の様式と内容に関する要件に適合させることができる。出願が本条の要件を満たしていない場合は、当該出願は、フィンランドに関する限り、取り下げられたものとみなされる。

### 第 45e 条

出願人が国際予備審査の請求又は国際予備審査の結果をフィンランドにおける実用新案

出願に利用する意図の表明を取り下げた場合は、当該国際実用新案出願は、フィンランドに関する限り、取り下げられたものとみなされる。ただし、取下が第 45d 条第 1 段落に定める期限の満了前にされ、かつ、出願人が第 45d 条第 1 段落、第 3 段落又は第 4 段落に定める期限内に当該出願を進めた場合は、出願の取下はなかったものとみなされる。

#### **第 45f 条**

第 45d 条に基づいて国際出願が進められる場合は、本条又は特許法第 34 条から第 38 条までに別段の規定がある場合を除いて、第 2 章及び第 5 章の規定が出願及び審査に関して適用される。ただし、第 45d 条第 1 段落及び第 2 段落に定める期限の満了前における出願の審査は、出願人がそのように請求する場合に限って行うことができる。

第 10 条に基づく、フィンランドに住所を有する代理人を任命する出願人の義務は、出願の審査が可能となる日までは要求されない。

出願日から若しくは優先権が主張される場合は優先日から 18 月が経過し、かつ、出願人が第 45d 条に基づく翻訳文提出義務を履行したか、又は出願書類がフィンランド語若しくはスウェーデン語で作成されている場合において出願人が出願書類の写しを特許庁に提出したときは、出願書類は、出願人が出願手続を進める前であっても、公衆の利用に供されるものとする。

## 第9章 特別規則

### 第46条

本法に基づいて納付すべき手数料の金額については、別の規定が適用される。

### 第47条

実用新案出願、実用新案登録簿及び特許庁に関する詳細は、政府規則で規定するものとする。特許庁は、実用新案出願及びその処理について詳細な規則を定めることができる。

### 第48条

一定の場合における発明についての権利放棄義務及び権利放棄について支払われるべき対価に関する特許法第75条の規定は、実用新案権に準用される。

国家防衛上重要な考案については、別の規定が適用される。

## 第 10 章 施行及び経過規定

### 第 49 条

本法は、政府が定める日から施行される。

本法施行前にされた出願は、第 5 条に基づく優先権主張の基礎とすることはできない。

本法施行前にされた又はされたものとみなされる特許出願は、第 8 条に基づいて実用新案出願に変更することはできない。

---

法律 686/2006 は、2006 年 9 月 1 日から施行する。

本法第 36a 条は、本法施行前から係属している紛争にも適用される。

本法施行前から係属している紛争には、本法第 38a 条の規定ではなく、本法施行時に適用されていた規定が適用される。